

処 分 基 準

令和 8 年 6 月 1 日作成

法 令 名：古物営業法施行規則
根 拠 条 項：第 2 9 条
処 分 の 概 要：盗品売買等防止団体に係る承認の取消し
原権者（委任先）：東京都公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則第 2 3 条（盗品売買等防止団体に係る承認）、第 2 6 条第 3 項（盗品売買等防止団体に対する報告徴収等） 古物営業法第 4 条第 1 号から第 7 号まで（許可の基準）
処 分 基 準： 古物営業法施行規則第 2 9 条に掲げるいずれかの事実が判明した場合は、以下のよう に帰責事由がない場合又は悪性が極めて軽微な場合であって、速やかに是正、回復 等することができ、現に是正、回復等しようとしているときなどを除き、盗品売買等 防止団体に係る承認の取消しを行うものとする。 ・ 法人の責めに帰することができない事由によって規則第 2 9 条第 1 項各号に該 当する場合であって、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続きを進めて いるようなとき。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全総務課防犯営業第二係 （電話 0 3 - 3 5 8 1 - 4 3 2 1 内線 3 0 3 4 1）
備 考：